

● り災証明書のための建物被害認定調査 どこの被害をみるの？

り災証明書のための建物被害認定調査は、建物全体の損傷程度を評価するものです。以下の10項目に分けてそれぞれ部位ごとに損傷程度を調査し点数化した後、全体を足し合わせて評価します。



建物のどこに・どのような被害が発生したのかを、写真を撮るなどして記録してください。

● 片付けの前に被害写真の撮影を！

✓ POINT!!

被害の「場所」と「大きさ」がわかるように撮影しましょう

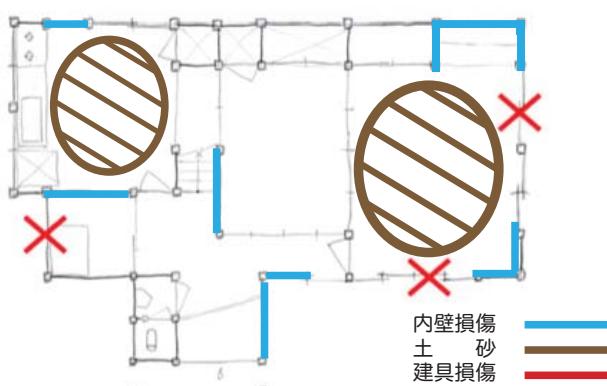
片付けの前に被害の写真を撮影しましょう。被害の様子がわかるように少し引き目での撮影を心がけましょう。スマートフォンをお持ちの方は、被害写真に下の例のようなメモをするとわかりやすいでしょう。



注意
特に浸水深の参考となる浸水跡は
洗い流す前に写真撮影してください。

● 写真と図面の併用をおすすめします

おすすめは家の図面とセットでの被害記録です。正確な図面でなくとも構いません。どこの被害なのかを忘れないため、簡単に被害の位置を把握しておきましょう。



● 家が流出、倒壊した場合

家が流出してしまったり倒壊してしまった場合、この時点で全壊となります。外側から被害の状況を撮影しましょう。



屋根

瓦やスレートなどに、落下や衝突痕などの損傷が生じます。



外壁

外壁には漂流物による衝突跡、汚損などの被害が挙げられます。これらの被害と合わせて、線状の浸水跡もしっかりと撮影しておきましょう。

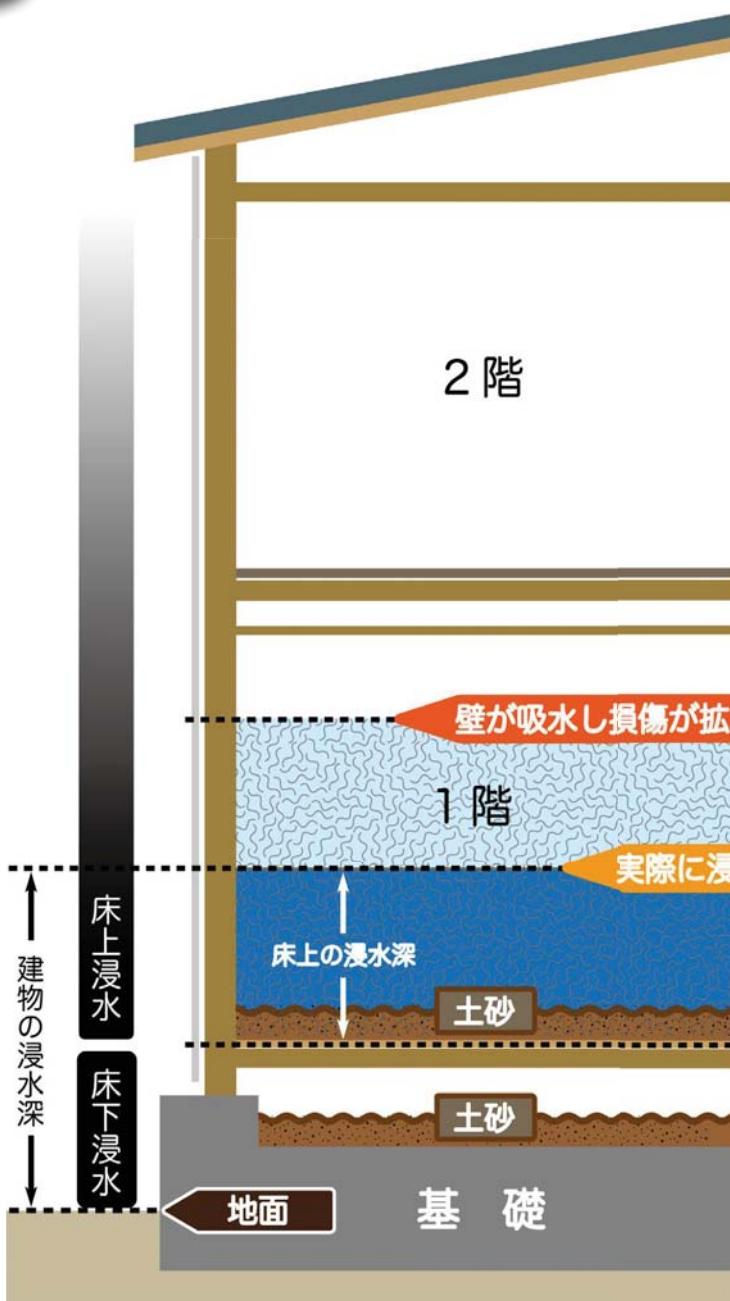


基礎

基礎には破断、不陸などの被害と、強い水流によって基礎の下の地盤ごとが崩れる、流出、転倒被害などがあります。



内壁には浸水による壁紙の汚損、表面劣化、下地材やパネルの吸水、浮き、脱落や、壁の裏側の断熱材が吸水膨張し使用不能になる被害などが挙げられます。



浸水した跡が残っている高さ以上に壁や断熱材が吸水し、色がかわったりグニョグニョ状態になることがあります。この場合は再使用が不可能となりますので、その様子も合わせて撮影しておきましょう。

● 床上 / 床下 / 基礎に泥が溜まっている場合

床上や床下には流れ込んできた土砂が堆積している場合があります。流入した土砂も被害に考慮されます。このような場合には、除去・洗浄する前にその範囲を図面に記録し、写真にとっておきましょう。



床または階段

床の被害は、浸水や泥による床板の汚損、破損、浮き上がりや沈下、畳が水を吸ったことでの膨張などが生じます。



天井

天井の被害には浸水による天井板の吸水、膨張、剥離、表面劣化や、浮き、垂れ下がり、脱落などの被害があります。



柱または耐力壁

柱の被害には柱の折れ、欠損、割り裂け、仕口のずれ、移動など、また耐力壁についてはボードのずれ、浮き、ひび割れ、剥がれなどが挙げられます。

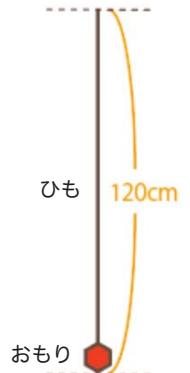


傾き

傾きの程度によって判定が変わってきます。ここでは難しい計算いらずでわかる「全壊」レベルの傾きを測る方法をご紹介します。

まずは右図の様に 120cm のヒモに、おもりをつけた「さげふり」を用意します。▶

次に下図の様に、ヒモの上端を壁につけ「おもりが壁からどのくらい離れているか（赤矢印 d 部分）」を測ります。▼



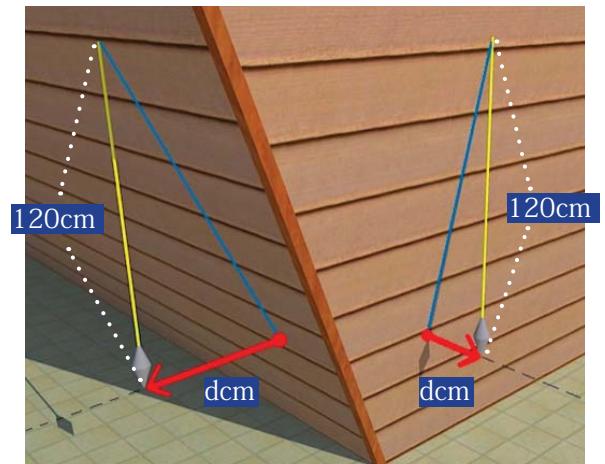
建具

建具とは窓、サッシ、板戸、ふすま、障子、かまち戸などのことを言います。浸水による開閉不能、変形、破損、著しい汚損などが生じます。



設備

設備とはキッチン、洗面台、便器、風呂などのことを指します。本体の損壊だけでなく、配管の折れや外れ、詰まりなど、設備の機能喪失が起こります。



※理想は建物の四隅（角）での測定です。それぞれ壁に対して垂直な二方向の傾いた距離 d を測定することが望ましいです。建物全体の傾きなので「柱や壁があるところ」で計りましょう。

上の道具で測った距離の平均値を計算し、結果が「**6cm 以上**」の場合判定は「**全壊**」です。

右図のようにな糸が壁から離れている場合には、その距離 (d1) を測った距離 (d2) から引きます。

